

新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和2年12月22日財関第1117号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第1117号 令和2年12月22日 <u>改正 財関第258号</u> 令和6年3月31日 <u>改正 財関第325号</u> 令和6年4月2日</p> <p>標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったことから、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の効力発生の日からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて」（令和元年12月19日財関第1739号）は廃止する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 紙</p> <p style="text-align: right;">2生畜第1212号 令和2年12月21日 <u>改正 5畜産第2682号</u> 令和6年3月15日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省生産局長</p> <p>畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」とい</p>	<p>畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第1117号 令和2年12月22日</p> <p>標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったことから、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の効力発生の日からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて」（令和元年12月19日財関第1739号）は廃止する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 紙</p> <p style="text-align: right;">2生畜第1212号 令和2年12月21日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省生産局長</p> <p>畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」とい</p>

## 新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和2年12月22日財関第1117号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>う。) から委託を受けて指定乳製品等の輸入の業務を行う者、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき機構に指定乳製品等を売り渡す者及び同条第2項の規定に基づき機構と契約を締結する者に係る指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについては、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の効力発生の日からから下記に従って処理して頂きたく御協力をお願いします。これに伴い、令和元年12月13日付け元生畜第1340号農林水産省生産局長通知は廃止します。</p>	<p>う。) から委託を受けて指定乳製品等の輸入の業務を行う者、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき機構に指定乳製品等を売り渡す者及び同条第2項の規定に基づき機構と契約を締結する者に係る指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについては、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の効力発生の日からから下記に従って処理して頂きたく御協力をお願いします。これに伴い、令和元年12月13日付け元生畜第1340号農林水産省生産局長通知は廃止します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 (省略)</p> <p>2 税関による確認の時期及び方法</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第253条第1項第1号の規定に基づき機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入するときは、次によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 確認の方法</p> <p>機構は、業務方法書第253条第1項第1号の規定により輸入業務を委託したときは、「指定乳製品等輸入業務委託証明書」（指定乳製品等輸入業務委託要領様式第1号、バターの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、脱脂粉乳の同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、加糖れん乳の同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、デリースプレッドの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、バターオイルの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号又はホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号（別添1）。以下「委託証明書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、委託証明書の船荷証券番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認をする。</p> <p>なお、輸入申告の数量が、委託証明書の数量を超えると認められる</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 税関による確認の時期及び方法</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第253条第1項第1号の規定に基づき機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入するときは、次によるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 確認の方法</p> <p>機構は、業務方法書第253条第1項第1号の規定により輸入業務を委託したときは、「指定乳製品等輸入業務委託証明書」（指定乳製品等輸入業務委託要領様式第1号、バターの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、脱脂粉乳の同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、加糖れん乳の同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、デリースプレッドの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号、バターオイルの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号又はホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡要領様式第5号（別添1）。以下「委託証明書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、委託証明書の船荷証券番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認並びに委託証明書の機構理事長の押印（別添2）を確認する。</p>

## 新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和 2 年 12 月 22 日財関第 1117 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合には、輸入許可を保留し、委託証明書の数量を超える数量について、法第 18 条第 1 項の規定に基づき機構への売渡しが必要であるため、輸入者を通じ機構と協議の上、処理することとする。</p> <p>(2) 法第 18 条第 1 項の規定に基づき機構に指定乳製品等の売渡しをする者が輸入する場合については、次によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 確認の方法</p> <p>機構は、法第 18 条第 3 項の規定による指定乳製品等の売渡しに係る申込書の提出を受けたときは、「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」（一般輸入に係る指定乳製品等の買入・売戻要領様式第 2 号 <u>（別添 2）</u>。以下「買入・売戻承諾書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、買入・売戻承諾書の船荷証券番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認をする。</p> <p>なお、輸入申告の数量が買入・売戻承諾書の数量を超えると認められ、又は輸入申告の価格が買入・売戻承諾書の買入価額と異なる場合は、輸入許可を保留し、輸入者を通じ機構と協議の上、処理することとする。</p> <p>(3) 法第 18 条第 2 項に基づき機構と契約を締結する者が輸入する場合については、次によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 確認の方法</p> <p>機構は、法第 18 条第 2 項の規定による契約の締結に係る申込書の提出を受けたときは、「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」（用途外使用に係る指定乳製品等取扱要領様式第 2 号 <u>（別添 3）</u>。以下「契約締結承諾書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、契約締結承諾書の関税割当証明書番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と関税割当証明書の記載内容及び輸入申告書等の記載内容との対査確認をする。</p>	<p>なお、輸入申告の数量が、委託証明書の数量を超えると認められる場合には、輸入許可を保留し、委託証明書の数量を超える数量について、法第 18 条第 1 項の規定に基づき機構への売渡しが必要であるため、輸入者を通じ機構と協議の上、処理することとする。</p> <p>(2) 法第 18 条第 1 項の規定に基づき機構に指定乳製品等の売渡しをする者が輸入する場合については、次によるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 確認の方法</p> <p>機構は、法第 18 条第 3 項の規定による指定乳製品等の売渡しに係る申込書の提出を受けたときは、「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」（一般輸入に係る指定乳製品等の買入・売戻要領様式第 2 号 <u>（別添 3）</u>。以下「買入・売戻承諾書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、買入・売戻承諾書の船荷証券番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と輸入申告書等の記載内容との対査確認並びに買入・売戻承諾書の機構理事長の押印（別添 2）を確認する。</p> <p>なお、輸入申告の数量が買入・売戻承諾書の数量を超えると認められ、又は輸入申告の価格が買入・売戻承諾書の買入価額と異なる場合は、輸入許可を保留し、輸入者を通じ機構と協議の上、処理することとする。</p> <p>(3) 法第 18 条第 2 項に基づき機構と契約を締結する者が輸入する場合については、次によるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 確認の方法</p> <p>機構は、法第 18 条第 2 項の規定による契約の締結に係る申込書の提出を受けたときは、「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」（用途外使用に係る指定乳製品等取扱要領様式第 2 号 <u>（別添 4）</u>。以下「契約締結承諾書」という。）を輸入者に交付し、輸入申告の際に提出させるので、税関においては、契約締結承諾書の関税割当証明書番号欄、関税率表番号欄、品名欄及び数量欄の記載内容と関税割当証明書の記載内容及び輸入申告書等の記載内容との対査確認並びに契約締結承諾書の機構理事長の押印（別添 2）を確認する。</p>

新旧対照表


【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和2年12月22日財関第1117号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p>
<p>別添 1</p> <p style="text-align: right;">農畜機第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定乳製品等輸入業務委託証明書</p> <p>輸入業者あて 住 所 名 称 代表者</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (削除)</p> <p>畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項又は第2項に基づき独立行政法人農畜産業振興機構が行う下記の指定乳製品等の輸入について、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第1号に基づき、その買入れ及び輸入業務を貴社に委託したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(省略)</p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: right;">農畜機第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定乳製品等輸入業務委託証明書</p> <p>輸入業者あて 住 所 名 称 代表者</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>畜産経営の安定に関する法律第17条第1項又は第2項に基づき独立行政法人農畜産業振興機構が行う下記の指定乳製品等の輸入について、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第1号に基づき、その買入れ及び輸入業務を貴社に委託したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和2年12月22日財関第1117号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p>別添2</p>  <p>独立行政法人農畜産業振興機構理事長之印</p>
<p>別添2</p> <p style="text-align: right;">承諾番号 年 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">指定乳製品等の買入・売戻承諾書</p> <p>殿</p>	<p>別添3</p> <p style="text-align: right;">承諾番号 年 月 号 日</p> <p style="text-align: center;">指定乳製品等の買入・売戻承諾書</p> <p>殿</p>

新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（令和2年12月22日財関第1117号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (削除)</p> <p>畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第1項の規定に基づく指定乳製品等の買入れ及びその売戻しについて、下記により承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(省略)                  (注)「※」は、平成7年2月24日付け農林水産省告示第302号の第1号に定める金額。</p>	<p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第1項の規定に基づく指定乳製品等の買入れ及びその売戻しについて、下記により承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)                  (注)「※」は、平成7年2月24日付け農林水産省告示第302号に定める金額。</p>
<p><u>別添3</u></p> <p style="text-align: right;">農畜機第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">用途外使用に係る指定乳製品等の取 扱いに関する契約締結承諾書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 (削除)</p> <p>畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第2項の規定に基づく指定乳製品等の取扱いに関する契約の締結について、下記により承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(省略)</p>	<p><u>別添4</u></p> <p style="text-align: right;">農畜機第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">用途外使用に係る指定乳製品等の取 扱いに関する契約締結承諾書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印</p> <p>畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第2項の規定に基づく指定乳製品等の取扱いに関する契約の締結について、下記により承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>